

板橋区小児慢性特定疾病児童手帳交付事業実施要綱

(令和4年5月31日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項に規定する小児慢性特定疾病児童等（以下「小慢児童等」という。）の症状が急変した場合に、その場にいる周囲の者による同項第1号に規定する指定小児慢性特定疾病医療機関等への連絡等が速やかに行われ、また、学校生活等において関係者が小慢児童等の症状を正しく理解し適切な対応が図られるよう、小慢児童等の健康状態の記録、かかりつけ医療機関の連絡先、一貫した治療経過の記録、小慢児童等自らの疾病の状態等を記載することができる小児慢性特定疾病児童手帳（以下「手帳」という。）を交付することにより、小慢児童等が自身の疾病の状態の理解及び自己肯定力の強化を図り、小慢児童等の福祉の増進及び自立の支援を図ることを目的とする。

(交付対象者)

第2条 手帳は、小児慢性特定疾病児童（児童福祉法第6条の2第2項第1号に規定する小児慢性特定疾病児童をいう。以下同じ。）の保護者又は成年患者（同項第2号に規定する成年患者をいう。以下同じ。）に対して交付する。

(手帳の記載事項)

第3条 手帳の主な記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 手帳の目的及び使用方法
- (2) 小児慢性特定疾病対策の概要
- (3) 医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病の概要
- (4) 本人、保護者、学校及び関係医療機関の連絡先（名称、住所及び電話番号）
- (5) 特記すべき事項
- (6) 緊急時に対応すべき医療情報
- (7) 検査の結果
- (8) 成長の記録
- (9) 保護者から見た健康状態の記録
- (10) 治療、相談及び指導内容の記録
- (11) 学校等との連絡事項
- (12) 備考欄
- (13) 緊急連絡先

(手帳の申請及び交付手続)

- 第4条 区長は、小児慢性特定疾病児童の保護者が小児慢性特定疾病医療費の助成を新規申請した場合は、これをもって手帳の交付申請があったものとして取り扱う。
- 2 区長は、小児慢性特定疾病児童が小児慢性特定疾病医療費の助成の対象と認定された場合は、小児慢性特定疾病医療受給者証と併せて手帳を交付するものとする。
 - 3 区長は、小児慢性特定疾病児童本人もしくはその保護者又は成年患者が手帳を紛失し、損傷し、又は手帳の記入欄に余白がなくなったとき等は、小児慢性特定疾病児童手帳再

交付申請書（別記様式）により、再交付を申請できるものとする。

（委任）

第5条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、保健所長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

小児慢性特定疾病児童手帳再交付申請書

| | | | | | | | | | | | | |
|--|-------|-----|--|--|--|--|---|--|--|--|--|--|
| 受診者 | 受給者番号 | | | | | | | | | | | |
| | フリガナ | | | | | | | | | | | |
| | 氏名 | | | | | | | | | | | |
| | 郵便番号 | | | | | | - | | | | | |
| | 住所 | 板橋区 | | | | | | | | | | |
| 申請者 | フリガナ | | | | | | | | | | | |
| | 氏名 | | | | | | | | | | | |
| | 郵便番号 | | | | | | - | | | | | |
| | 住所 | 板橋区 | | | | | | | | | | |
| <p>再交付申請の理由（該当の番号に「○」をしてください。）</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 紛失したため。 2 損傷したため。 3 記入欄に余白がなくなったため。 4 その他（ _____ ） | | | | | | | | | | | | |
| <p>板橋区長 あて</p> <p>上記のとおり小児慢性特定疾病児童手帳の再交付を申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申請者氏名 _____</p> | | | | | | | | | | | | |

| | |
|------------------|--|
| 収 受 印 欄 | |
|------------------|--|